

# 転換特約条項

(平成25年12月18日改正)

## (この特約の概要)

この特約は、保険契約者と当会社との間ですでに締結されている保険契約を、他の保険契約に転換する場合の取扱いについて定めたものです。

### 第1条 (用語の意義)

この特約条項において使用されるつぎの用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

	用語の意義
被転換契約	この特約条項の適用により転換される当会社所定の要件を満たす保険契約（これに付加されている特約を含みます。）をいいます。
転換後契約	第2条（被転換契約の転換価格）第1項に定める被転換契約の転換価格が充当される当会社所定の保険契約（保険契約締結の際に付加された特約を含みます。）をいいます。

### 第2条 (被転換契約の転換価格)

- 被転換契約の転換価格は、つぎの各号の合計額とします。
  - 被転換契約の責任準備金
  - つぎの金額の合計額
    - 転換時までの経過期間に応じて当会社の定める取扱いにもとづき計算した被転換契約の契約者配当金
    - 被転換契約において積み立てられた契約者配当金
    - 被転換契約の保険料の払込方法（回数）が年一括払または半年一括払の場合で、転換時に保険料の残額に相当する金額があるときは、その金額。ただし、被転換契約において未払込保険料があるときは、その払込があったものとして計算した金額とします。
    - 被転換契約において保険料の前納または一括払が行われている場合には、その残額
    - 被転換契約に関し当会社に留保された金額
- 当会社は、転換時に、第1項に定める転換価格を、当会社の定める取扱いにもとづき、転換後契約の主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の責任準備金および一時払保険料に充当します。ただし、保険契約者から申出があったときは、当会社の定める取扱いにもとづき、転換価格の一部を、転換後契約の5年ごと配当付定期保険特約、5年ごと配当付逡減定期保険特約、5年ごと配当付特定疾病保障定期保険特約、5年ごと配当付年金払定期保険特約および5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約の責任準備金および一時払保険料に充当することができます。
- 転換価格を転換後契約に充当する場合、第1項第1号の金額を第2項の責任準備金に、第1項第2号の金額を第2項の一時払保険料にそれぞれ充当します。ただし、被転換契約において主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険料の自動貸付もしくは契約者貸付または未払込保険料があるときは、保険料の自動貸付および契約者貸付の元利金ならびに未払込保険料の合計額を第1項第2号の金額から差し引き、差し引けない金額があれば、それを第1項第1号の金額から差し引きます。

### 第3条 (転換後契約の構成)

転換後契約の主契約および転換価格を充当する5年ごと配当付定期保険特約、5年ごと配当付逡減定期保険特約、5年ごと配当付特定疾病保障定期保険特約、5年ごと配当付年金払定期保険特約または5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約は、つぎの各号の部分から構成され、第2号の部分については当会社の定める金額以上であることを要します。

- 転換価格を充当する部分（以下「転換部分」といいます。）
- 保険契約者から払い込まれる保険料に対応する部分（以下「保険料払込部分」といいます。）

### 第4条 (転換日)

- 転換日は、転換後契約の契約日とします。
- 被転換契約の保険契約上の責任は、転換後契約の主契約締結時の責任開始期（以下「転換後契約の責任開始期」といいます。）に終了します。

### 第5条 (転換後契約の契約内容の変更等に関する特別取扱)

- 転換後契約の主契約の保険期間または保険料払込期間を変更するときは、転換部分について当会社の定める処理をしたうえで、保険料払込部分についてのみ主約款の規定を適用します。この場合、転換部分と保険料払込部分との保険金額の構成比率を、当会社の定める取扱いにもとづき改めます。
- 第1項の場合、転換価格を充当した5年ごと配当付定期保険特約、5年ごと配当付逡減定期保険特約、5年ごと配当付特定疾病保障定期保険特約、5年ごと配当付年金払定期保険特約または5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約の保険期間があわせて変更されるときは、転換部分について当会社の定める処理をしたうえで、保険料払込部分についてのみそれぞれの特約条項の規定を適用します。この場合、転換部分と保険料払込部分との特約保険金額（5年ごと配当付逡減定期保険特約の場合は特約基本保険金額。また、5年ごと配当付年金払定期保険特約の場合は特約基本年金額）の構成比率を当会社の定める取扱いにもとづき改めます。
- 転換後契約の主契約の一部を5年ごと配当付養老保険特約へ変更するときまたは転換後契約の5年ごと配当付定期保



す。以下同じ。)が、被転換契約におけるそれらの合計額(転換がなかったものとみなして取り扱い、被転換契約が複数の場合には合算します。)をこえないときは、第6条(被転換契約への復旧および復旧に伴う清算)第1項第3号または第4号に該当する場合を除き、第6条第1項の規定による被転換契約への復旧を取り扱わず、つぎの各号のとおりとします。ただし、被転換契約の保険期間満了前に自殺した場合に限ります。

- (1) 主契約の被保険者が、転換後契約の責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内に自殺した場合でも、その自殺が被転換契約の自殺免責期間経過後であるときは、被転換契約において支払われるべき死亡保険金または死亡給付金の合計額を限度として転換後契約の死亡保険金または死亡給付金を支払います。
  - (2) 第1号の規定にかかわらず、被転換契約の自殺免責期間中に主契約の被保険者が自殺した場合でも、被々転換契約があるときは、被々転換契約において支払われるべき死亡保険金または死亡給付金の合計額を限度として転換後契約の死亡保険金または死亡給付金を支払います。
  - (3) 第1号または第2号の規定により、転換後契約の死亡保険金または死亡給付金が支払われる場合には、当会社の定める取扱にもとづき、転換後契約における主契約の死亡保険金額または死亡給付金額の合計額と特約の死亡保険金額または死亡給付金額の合計額の割合(死亡により年金の支払が行われるものについては、年金の現価によって計算します。)に応じて、転換後契約の主契約および特約から死亡保険金または死亡給付金を支払います。
  - (4) 第1号または第2号の規定により、転換後契約の死亡保険金または死亡給付金が支払われた場合には転換後契約は消滅します。
  - (5) 第1号または第2号の場合、被転換契約または被々転換契約において支払われるべき死亡保険金または死亡給付金の合計額が、転換後契約の主約款または特約条項の規定によりその自殺によって保険契約者に支払われるべき責任準備金の額以下となるときは、第1号または第2号の規定にかかわらず、転換後契約の主約款および特約条項の規定によりその自殺によって保険契約者に支払われるべき責任準備金を保険契約者に支払います。
2. 被転換契約の責任開始期以後で、かつ、転換後契約の責任開始期前の原因により、被転換契約の主契約の被保険者にかかわる高度障害保険金が支払われるべき事由に該当し、かつ、転換後契約の主契約の被保険者にかかわる高度障害保険金が支払われるべき事由に該当した場合(該当が被転換契約の保険期間満了前である場合に限ります。)でも、主契約の被保険者にかかわる、転換後契約の死亡保険金または死亡給付金の合計額が、被転換契約において支払われるべきそれらの合計額(転換がなかったものとみなして取り扱い、被転換契約が複数の場合には合算します。)をこえないときは、第6条第1項第3号または第4号に該当する場合を除き、第6条第1項の規定による被転換契約への復旧を取り扱わず、その原因は、転換後契約の責任開始期以後に生じたものとみなして取り扱います。
3. 被転換契約の責任開始期以後で、かつ、転換後契約の責任開始期前の原因により、被転換契約の保険料の払込が免除されるべき事由に該当し、かつ、転換後契約の保険料の払込が免除されるべき事由に該当した場合(該当が被転換契約の保険期間満了前である場合に限ります。)でも、主契約の被保険者にかかわる、転換後契約の死亡保険金または死亡給付金の合計額が、保険料の払込が免除されるべき被転換契約におけるそれらの合計額(転換がなかったものとみなして取り扱い、被転換契約が複数の場合には合算します。)をこえないときは、第6条第1項第3号または第4号に該当する場合を除き、第6条第1項の規定による被転換契約への復旧を取り扱わず、その原因は、転換後契約の責任開始期以後に生じたものとみなして取り扱います。
4. 第1項から第3項までの規定にかかわらず、転換後契約においてすでに復活または復旧が行われている場合には、本条に定める取扱は行いません。

#### 第8条(転換後契約の特約の保険給付に関する特別取扱)

1. 被転換契約の責任開始期以後で、かつ、転換後契約の責任開始期前の原因により、被転換契約の保険金または給付金(特約の保険金または給付金を含みます。以下同じ。)が支払われるべき事由に該当し、かつ、転換後契約の特約の保険金(主契約の被保険者にかかわる、特約の死亡保険金および特約の高度障害保険金を除きます。以下同じ。)または給付金が支払われるべき事由に該当した場合(該当が被転換契約におけるそれらに対応する部分の保険期間満了前である場合に限ります。)でも、その原因は、転換後契約の責任開始期以後に生じたものとみなして取り扱います。ただし、転換後契約の特約の保険金額または給付金額が、被転換契約におけるそれらに対応する部分の金額をこえる部分については、転換後契約の責任開始期前に原因が生じていたものとして取り扱います。
2. 転換時における保険契約者または被保険者の告知義務違反により、当会社が、転換後契約の特約の解除を行う場合には、転換後契約の特約の保険金額または給付金額が、被転換契約における転換後契約の特約の保険金または給付金に対応する部分を有する保険金額または給付金額をこえる部分に限り、解除を行うことができますものとします。
3. 第1項および第2項における対応する部分とは、転換後契約の特約の保険金または給付金とそれぞれ名称を同じくする被転換契約の保険金または給付金をいい、つぎの各号の保険金および給付金を含むものとします(以下同じ。)
  - (1) 転換後契約の特約の保険金が特約指定疾病保険金の場合には、被転換契約の特約特定状態充実保障保険金
  - (2) 転換後契約の特約の保険金が特約特定状態充実保障保険金の場合には、被転換契約の特約指定疾病保険金
  - (3) 転換後契約の特約の保険金が特約障害保険金の場合には、被転換契約の疾病障害給付金
  - (4) 転換後契約の特約の保険金が特約介護保険金の場合には、被転換契約の介護給付金
4. 転換後契約の締結の際に5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約または5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約を付加した場合で、かつ、被転換契約に5年ごと配当付特定状態収入保障特約または5年ごと利差配当付特定状態収入保障特約(以下「5年ごと配当付特定状態収入保障特約等」といいます。)が付加されていた場合、転換日におけるその特約年金の現価(転換後契約が5年ごと配当付介護年金終身保障保険もしくは5年ごと配当付介護年金保険(解約返還金なし型)の場合または転換後契約の締結の際に5年ごと配当付特定状態収入保障特約を付加した場合には、第10条(転換後契約が5年ごと配当付介護年金終身保障保険の場合の特則)、第11条(転換後契約が5年ごと配当付介護年金保険(解約返還金なし型)の場合の特則)または第13条(転換後契約に5年ごと配当付特定状態収入保障特約が付加されている場合の特則)の規定を適用した部分の金額を差し引いた額)については、被転換契約における転換後契約の

5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約または5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約の特約特定疾病保険金、特約障害保険金または特約介護保険金に対応する部分の金額として取り扱います。

5. 転換後契約の各特約において、第1項または第2項の規定により取り扱われる部分とそれ以外の部分（特約給付の基準となる金額をもとにそれらの部分を定めます。）については、特約の各部分ごとに当該特約条項の規定を適用するものとします。
6. 第1項から第5項までの場合でも、転換時における保険契約者または被保険者の告知義務違反により当社が転換後契約の主契約の解除を行うときは、それらの規定を適用しません。
7. 第1項から第6項までの規定にかかわらず、転換後契約においてすでに復活または復旧が行われている場合には、本条に定める取扱は行いません。

#### 第9条（転換後契約が無配当終身医療保険の場合の特則）

転換後契約が無配当終身医療保険の場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 被転換契約の責任開始期以後で、かつ、転換後契約の責任開始期前の原因により、転換後契約の災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金、放射線治療給付金、生活習慣病入院給付金または女性特定疾病入院給付金が支払われるべき事由に該当した場合（該当が被転換契約におけるそれらに対応する部分の保険期間満了前である場合に限り）でも、その原因は、転換後契約の責任開始期以後に生じたものとみなして取り扱います。ただし、転換後契約のそれぞれの給付金の支払額の計算に用いる入院給付金日額が、被転換契約のうち同種の給付内容を有するものとして当社が定める保険契約における給付金の支払額の計算に用いる入院給付金日額をこえる部分については、転換後契約の責任開始期前に原因が生じていたものとして取り扱います。
- (2) 転換後契約において、第1号の規定により取り扱われる部分とそれ以外の部分については、各部分ごとに当該給付金の支払に関する規定を適用するものとします。
- (3) 第1号および第2号の規定により災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる場合、その支払額の計算に用いた入院給付金日額を基準として、転換後契約の入院一時給付金の支払額を計算します。ただし、その金額が被転換契約において支払われるべき入院一時給付金の額（転換がなかったものとみなして計算します。以下本号において同じ。）より小さい場合は、転換後契約の入院給付金日額を基準として計算した金額（被転換契約において支払われるべき入院一時給付金の額をこえる場合は、その入院一時給付金の額と同額）を転換後契約の入院一時給付金の支払額とします。
- (4) 被転換契約の責任開始期以後で、かつ、転換後契約の責任開始期前の原因により、被転換契約の保険料の払込が免除されるべき事由に該当し、かつ、転換後契約の保険料の払込が免除されるべき事由に該当した場合（該当が被転換契約の保険期間満了前である場合に限り）には、つぎのとおりとします。
  - (7) 転換後契約の責任開始期以後の原因により、転換後契約の保険料の払込が免除されるべき事由に該当したものと取り扱います。
  - (イ) 前(7)の規定にかかわらず、被転換契約が(ア)から(カ)までのいずれかに該当する場合（被転換契約が複数の場合、そのいずれについても(ア)から(カ)までのいずれかに該当することを要します。）で、かつ、転換後契約の入院給付金日額が被転換契約における入院給付金日額の合計額（転換がなかったものとみなして取り扱い、被転換契約が複数の場合には合算します。）をこえるときは、前(7)に定める取扱は行いません。この場合、保険契約者の申出により、被転換契約に復旧させるものとします。
    - (a) 5年ごと配当付終身医療保険。ただし、5年ごと配当付養老保険特約、5年ごと配当付定期保険特約、5年ごと配当付終身保険特約、5年ごと配当付逡減定期保険特約、5年ごと配当付特定疾病保障定期保険特約、5年ごと配当付特定疾病保障終身保険特約、5年ごと配当付障害保障特約、5年ごと配当付年金払定期保険特約、5年ごと配当付特定状態収入保障特約、5年ごと配当付遺族収入保障特約、5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約、5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約および5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約がいずれも転換時に付加されていない場合に限り。
    - (b) 5年ごと利差配当付終身医療保険。ただし、5年ごと利差配当付養老保険特約、5年ごと利差配当付定期保険特約、5年ごと利差配当付終身保険特約、5年ごと利差配当付逡減定期保険特約、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約、5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険特約、5年ごと利差配当付障害保障特約、5年ごと利差配当付年金払定期保険特約、5年ごと利差配当付特定状態収入保障特約、5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約、5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約および5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約がいずれも転換時に付加されていない場合に限り。
    - (c) 無配当定期医療保険
- (5) 転換後契約においてすでに復活が行われている場合には、第1号から第4号までに定める取扱は行いません。
- (6) 被転換契約に特別増加保険特約条項の規定による特別増加保険（契約者配当金特殊支払特則による買増保険を加えて取り扱います。以下本号において同じ。）が付加されている場合、特別増加保険の責任準備金を転換後契約の主契約の責任準備金に充当します。

#### 第10条（転換後契約が5年ごと配当付介護年金終身保障保険の場合の特則）

転換後契約が5年ごと配当付介護年金終身保障保険の場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 被転換契約に5年ごと配当付特定状態収入保障特約等、5年ごと利差配当付年金払介護保障定期保険特約または介護特約D（H13）もしくは無配当介護特約（H13）（以下「介護特約D（H13）」等）といひます。）が付加されていた場合において、被転換契約に付加されていた5年ごと配当付特定状態収入保障特約等、5年ごと利差配当付年金払介護保障定期保険特約または介護特約D（H13）等の責任開始期以後で、かつ、転換後契約の責任開始期前の原因により、転換後契約の介護年金が支払われるべき事由に該当した場合（該当が被転換契約に付加されていた5年ごと配当

付特定状態収入保障特約等、5年ごと利差配当付年金払介護保障定期保険特約または介護特約D（H13）等の保険期間満了前である場合に限り。）には、転換後契約のうち、転換日において、転換後契約の介護年金の現価が被転換契約の特約年金の現価および介護給付金額（転換後契約の締結の際に5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約または5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約を付加した場合には、第8条（転換後契約の特約の保険給付に関する特別取扱）または第17条（転換後契約に5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約および5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約が付加されている場合の特則）の規定を適用した部分の金額を差し引いた金額）の合計額と同額までの基本介護年金額の部分について、その原因は、転換後契約の責任開始期以後に生じたものとして取り扱います。

- (2) 被転換契約に付加されていた5年ごと配当付特定状態収入保障特約等の特約年金の種類が終身年金の場合には、第1号の規定にかかわらず、転換後契約のうち、転換日において、被転換契約の特約年金の特約年金額と同額までの基本介護年金額の部分について、その原因は、転換後契約の責任開始期以後に生じたものとして取り扱います。
- (3) 第1号または第2号の規定により、転換後契約の基本介護年金額の一部が支払われる場合、支払われない部分は消滅します。この場合、当会社は、その支払われない部分の介護年金に対する責任準備金を介護年金の受取人に支払います。
- (4) 第1号から第3号までの規定にかかわらず、転換後契約においてすでに復活が行われている場合には、本条に定める取扱は行いません。

#### **第11条（転換後契約が5年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）の場合の特則）**

転換後契約が5年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）の場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 被転換契約が5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険（以下「5年ごと配当付介護年金終身保障保険等」といいます。）の場合において、被転換契約の責任開始期以後で、かつ、転換後契約の責任開始期前の原因により、転換後契約の介護年金が支払われるべき事由に該当した場合には、転換後契約のうち、転換日において、被転換契約の介護年金の基本介護年金額と同額までの基本介護年金額の部分について、その原因は、転換後契約の責任開始期以後に生じたものとして取り扱います。
- (2) 被転換契約が5年ごと配当付介護年金終身保障保険等の場合で、かつ、被転換契約に介護特約D（H13）等が付加されていたとき（転換後契約の介護年金が支払われるべき事由に該当したのが被転換契約に付加されていた介護特約D（H13）等の保険期間満了前である場合に限り。）は、転換後契約のうち、転換日において、転換後契約の介護年金の現価が被転換契約の介護給付金額（転換後契約の締結の際に5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約または5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約を付加した場合には、第8条（転換後契約の特約の保険給付に関する特別取扱）または第17条（転換後契約に5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約および5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約が付加されている場合の特則）の規定を適用した部分の金額を差し引いた金額）と同額までの基本介護年金額を第1号の被転換契約の介護年金の基本介護年金額に加えて第1号の規定を取り扱います。
- (3) 第10条（転換後契約が5年ごと配当付介護年金終身保障保険の場合の特則）第1号および第2号の規定を適用します。
- (4) 第1号から第3号までの規定により、転換後契約の基本介護年金額の一部が支払われる場合、支払われない部分は消滅します。この場合、当会社は、その支払われない部分の介護年金のうち転換部分の責任準備金を介護年金の受取人に支払います。
- (5) 第1号から第4号までの規定にかかわらず、転換後契約においてすでに復活が行われている場合には、本条に定める取扱は行いません。

#### **第12条（転換後契約に新総合医療特約D（H22）、8大生活習慣病入院特約Dまたは女性特定疾病入院特約D（H22）が付加されている場合の特則）**

転換後契約の締結の際に新総合医療特約D（H22）、8大生活習慣病入院特約Dまたは女性特定疾病入院特約D（H22）を付加した場合には、これらの特約の給付金については第8条（転換後契約の特約の保険給付に関する特別取扱）の規定を適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 被転換契約の責任開始期以後で、かつ、転換後契約の責任開始期前の原因により、転換後契約の新総合医療特約D（H22）の災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金もしくは放射線治療給付金または8大生活習慣病入院特約Dもしくは女性特定疾病入院特約D（H22）の入院給付金が支払われるべき事由に該当した場合（該当が被転換契約におけるそれらに対応する部分の保険期間満了前である場合に限り。）でも、その原因は、転換後契約の責任開始期以後に生じたものとみなして取り扱います。ただし、転換後契約のそれぞれの給付金の支払額の計算に用いる入院給付金日額が、被転換契約のうち同種の給付内容を有するものとして当会社が定める保険契約における給付金の支払額の計算に用いる入院給付金日額をこえる部分については、転換後契約の責任開始期前に原因が生じていたものとして取り扱います。
- (2) 転換時における保険契約者または被保険者の告知義務違反により、当会社が、転換後契約の特約の解除を行う場合には、転換後契約のそれぞれの給付金の支払額の計算に用いる入院給付金日額が、被転換契約のうち同種の給付内容を有するものとして当会社が定める保険契約における給付金の支払額の計算に用いる入院給付金日額をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。
- (3) 転換後契約の各特約において、第1号または第2号の規定により取り扱われる部分とそれ以外の部分（特約給付の基準となる金額をもとにそれらの部分を定めます。）については、特約の各部分ごとに当該特約条項の規定を適用するものとします。
- (4) 第1号から第3号までの場合でも、転換時における保険契約者または被保険者の告知義務違反により当会社が転換後契約の主契約の解除を行うときは、それらの規定を適用しません。

- (5) 第1号から第4号までの規定にかかわらず、転換後契約においてすでに復活が行われている場合には、本条に定める取扱いは行いません。

### 第13条（転換後契約に5年ごと配当付特定状態収入保障特約が付加されている場合の特則）

1. 転換後契約の締結の際に5年ごと配当付特定状態収入保障特約を付加した場合にはつぎの各号のとおり取り扱います。
  - (1) 被転換契約の責任開始期以後で、かつ、転換後契約の責任開始期前の原因により、転換後契約の5年ごと配当付特定状態収入保障特約の第1回の特約年金が支払われるべき事由に該当した場合（被転換契約が5年ごと配当付介護年金終身保障保険等の場合または被転換契約に付加されていた特約が5年ごと利差配当付年金払介護保障定期保険特約の場合には、転換後契約の5年ごと配当付特定状態収入保障特約の第1回の特約介護年金が支払われるべき事由に該当した場合に限ります。）には、つぎのとおり取り扱います。
    - (7) 被転換契約が5年ごと配当付介護年金終身保障保険等の場合、転換後契約のうち、転換日において、被転換契約の介護年金の現価を転換後契約の特約年金の現価とした場合の基本介護年金額と同額までの特約年金額の部分について、その原因は、転換後契約の責任開始期以後に生じたものとして取り扱います。
    - (4) 被転換契約が5年ごと配当付介護年金終身保障保険等の場合で、かつ、被転換契約に5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約または5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約が付加されていた場合（転換後契約の特約年金が支払われるべき事由に該当したのが被転換契約に付加されていた5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約または5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約の保険期間満了前である場合に限ります。）には、前(7)の規定にかかわらず、転換後契約のうち、転換日において、転換後契約の特約年金の現価が被転換契約の介護年金の現価および特約保険金額（転換後契約の締結の際に5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約または5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約を付加した場合には、第8条（転換後契約の特約の保険給付に関する特別取扱）または第17条（転換後契約に5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約および5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約が付加されている場合の特則）の規定を適用した部分の金額を差し引いた金額）の合計額と同額までの特約年金額の部分について、その原因は、転換後契約の責任開始期以後に生じたものとして取り扱います。
    - (5) 被転換契約に5年ごと配当付特定状態収入保障特約等、5年ごと利差配当付年金払介護保障定期保険特約、5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約または5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約が付加されていた場合（転換後契約の特約年金が支払われるべき事由に該当したのが被転換契約に付加されていた5年ごと配当付特定状態収入保障特約等、5年ごと利差配当付年金払介護保障定期保険特約、5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約または5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約の保険期間満了前である場合に限ります。）は、転換後契約のうち、転換日において、転換後契約の特約年金の現価が被転換契約の特約年金の現価および特約保険金額（転換後契約の締結の際に5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約または5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約を付加した場合には、第8条または第17条の規定を適用した部分の金額を差し引いた金額）の合計額と同額までの特約年金額の部分について、その原因は、転換後契約の責任開始期以後に生じたものとして取り扱います。
  - (2) 第1号の規定により、5年ごと配当付特定状態収入保障特約の特約年金額の一部が支払われる場合、支払われない部分の特約年金額が当会社所定の金額に満たないときは、その支払われない部分は消滅します。この場合、当会社は、その支払われない部分の特約年金額に対する責任準備金を特約年金受取人に支払います。
2. 転換時における保険契約者または被保険者の告知義務違反により、当会社が、転換後契約の5年ごと配当付特定状態収入保障特約の解除を行う場合には、つぎのとおり取り扱います。
  - (1) 被転換契約が5年ごと配当付介護年金終身保障保険等の場合において、転換後契約の特約年金額が、転換日において、被転換契約の介護年金の現価を転換後契約の特約年金の現価とした場合の基本介護年金額と同額までの特約年金額をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。
  - (2) 被転換契約が5年ごと配当付介護年金終身保障保険等の場合で、かつ、被転換契約に5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約または5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約が付加されていた場合には、第1号の規定にかかわらず、転換後契約のうち、転換日において、転換後契約の特約年金の現価が被転換契約の介護年金の現価および特約保険金額（転換後契約の締結の際に5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約または5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約を付加した場合には、第8条または第17条の規定を適用した部分の金額を差し引いた金額）の合計額をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。
  - (3) 被転換契約に5年ごと配当付特定状態収入保障特約等、5年ごと利差配当付年金払介護保障定期保険特約、5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約または5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約が付加されていた場合において、転換後契約の特約年金額が、転換日において、転換後契約の特約年金の現価が被転換契約の特約年金の現価および特約保険金額（転換後契約の締結の際に5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約または5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約を付加した場合には、第8条または第17条の規定を適用した部分の金額を差し引いた金額）の合計額と同額までの特約年金額をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。
  - (4) 第1号から第3号までの規定により、5年ごと配当付特定状態収入保障特約の一部が解除される場合、解除されない部分の特約年金額が当会社所定の金額に満たないときは、その解除されない部分は消滅します。この場合、当会社は、その解除されない部分の特約年金額に対する責任準備金を保険契約者に支払います。
3. 転換後契約の5年ごと配当付特定状態収入保障特約において、第1項または第2項の規定により取り扱われる部分とそれ以外の部分（特約年金額をもとにそれらの部分を定めます。）については、特約の各部分ごとに5年ごと配当付特定状態収入保障特約条項の規定を適用するものとします。
4. 第1項から第3項までの場合でも、転換時における保険契約者または被保険者の告知義務違反により当会社が転換後契約の主契約の解除を行うときは、それらの規定を適用しません。
5. 第1項から第4項までの規定にかかわらず、転換後契約においてすでに復活が行われている場合には、本条に定める取扱いは行いません。

#### 第14条（転換後契約に保険料払込免除特約（H25）が付加されている場合の特則）

1. 転換後契約の締結の際に保険料払込免除特約（H25）を付加した場合で、かつ、被転換契約に保険料払込免除特約、保険料払込免除特約（H13）または保険料払込免除特約（H25）（以下「保険料払込免除特約等」といいます。）が付加されていた場合において、被転換契約に付加されていた保険料払込免除特約等の責任開始期の属する日からその日を含めて90日経過後で、かつ、転換後契約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に保険料払込免除特約条項（H25）に定める乳房の悪性新生物に罹患することにより、保険料の払込が免除されるべき事由に該当した場合（該当が被転換契約の保険期間満了前である場合に限り、）には、つぎの各号のとおり取り扱います。
  - (1) 主契約の被保険者にかかわる、転換後契約の死亡保険金または死亡給付金の合計額が、保険料の払込が免除されるべき被転換契約におけるそれらの合計額（転換がなかったものとみなして取り扱い、被転換契約が複数の場合には合算します。以下同じ。）をこえないときは、保険料払込免除特約条項（H25）第1条（保険料払込の免除）第2項の規定を適用しません。
  - (2) 主契約の被保険者にかかわる、転換後契約の死亡保険金または死亡給付金の合計額が、保険料の払込が免除されるべき被転換契約におけるそれらの合計額をこえる場合で、保険契約者から申出があったときは、転換がなかったものとして被転換契約に復旧させるものとします。この場合、第6条（被転換契約への復旧および復旧に伴う清算）第2項から第6項までの規定を準用します。
2. 第1項の規定にかかわらず、転換後契約においてすでに復活が行われている場合には、本条に定める取扱は行いません。

#### 第15条（転換後契約に無配当先進医療特約が付加されている場合の特則）

1. 転換後契約の締結の際に無配当先進医療特約を付加した場合で、かつ、被転換契約に無配当先進医療特約が付加されていた場合において、被転換契約に付加されていた無配当先進医療特約の責任開始期以後で、かつ、転換後契約の責任開始期前の原因により、無配当先進医療特約の給付金が支払われるべき事由に該当した場合（該当が被転換契約に付加されていた無配当先進医療特約の保険期間満了前である場合に限り、）でも、その原因は、転換後契約の責任開始期以後に生じたものとみなして取り扱います。
2. 転換時における保険契約者または被保険者の告知義務違反により、当社が転換後契約の特約の解除を行う場合には、被転換契約にこの特約が付加されていない場合に限り、解除を行うことができますものとします。
3. 第1項または第2項の場合でも、転換時における保険契約者または被保険者の告知義務違反により当社が転換後契約の主契約の解除を行うときは、その規定を適用しません。
4. 第1項から第3項までの規定にかかわらず、転換後契約においてすでに復活が行われている場合には、本条に定める取扱は行いません。

#### 第16条（転換後契約に5年ごと配当付特定疾病保障定期保険特約等および5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約が付加されている場合の特則）

1. 転換後契約の締結の際に5年ごと配当付特定疾病保障定期保険特約または5年ごと配当付特定疾病保障終身保険特約（以下本条において「5年ごと配当付特定疾病保障定期保険特約等」といいます。）を付加し、かつ、転換後契約の締結の際に5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約を付加した場合で、第8条（転換後契約の特約の保険給付に関する特別取扱）の規定を適用し、特約特定疾病保険金を支払うときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
  - (1) 転換後契約において支払う特約特定疾病保険金の限度は、つぎのとおりとします。
    - (ア) 転換後契約の5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約において支払う特約特定疾病保険金の額は、被転換契約に付加されていた5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約および5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約（以下本条において「5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約等」といいます。）において支払われるべき特約特定疾病保険金の額の合計額を限度とします。
    - (イ) 転換後契約の5年ごと配当付特定疾病保障定期保険特約等において支払う特約特定疾病保険金の額は、被転換契約において支払われるべき特定疾病保険金（特約の特定疾病保険金を含みます。ただし、被転換契約に5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約等が付加されていた場合は、その特約特定疾病保険金は除きます。）の額の合計額を限度とします。
  - (2) 第8条の規定を適用して支払われるべき特約特定疾病保険金の額が、第1号の規定にもとづき計算した転換後契約の各特約において支払う特約特定疾病保険金の額の合計額をこえるときは、第1号に定める限度についてつぎのとおりとします。
    - (ア) 被転換契約に付加されていた5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約等において支払われるべき特約特定疾病保険金の額の合計額が転換後契約の5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約において支払う特約特定疾病保険金の額をこえるときは、そのこえる金額を、第1号(イ)の限度額に加えます。
    - (イ) 被転換契約において支払われるべき特定疾病保険金（特約の特定疾病保険金を含みます。ただし、被転換契約に5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約等が付加されていた場合は、その特約特定疾病保険金は除きます。）の額の合計額が転換後契約の5年ごと配当付特定疾病保障定期保険特約等において支払う特約特定疾病保険金の額をこえるときは、そのこえる金額を、第1号(ア)の限度額に加えます。
  - (3) 転換後契約に付加された5年ごと配当付特定疾病保障定期保険特約等および5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約の特約条項における当該特約を転換後契約に付加した場合の特則にかかわらず、これらの特約の特約保険金のうち、第1号に定める限度をこえない部分（第2号の規定にもとづき限度額を改める場合は、第1号に定める限度をこえる部分で第2号の規定にもとづき計算した限度額をこえない部分を含みます。）については、各特約条項における乳房の悪性新生物に罹患し医師により診断確定されたのが責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内であることにより特約特定疾病保険金を支払わない旨の規定を適用しません。

2. 転換後契約の締結の際に5年ごと配当付特定疾病保障定期保険特約等および5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約を付加した場合で、転換時における保険契約者または被保険者の告知義務違反により、当社が、第8条の規定を適用して転換後契約の5年ごと配当付特定疾病保障定期保険特約等または5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約の解除を行うときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
  - (1) 転換後契約の5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約の特約保険金額が、被転換契約の5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約等の特約保険金額の合計額をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。
  - (2) 転換後契約の5年ごと配当付特定疾病保障定期保険特約等の特約保険金額が、被転換契約における転換後契約の5年ごと配当付特定疾病保障定期保険特約等の特定疾病保険金に対応する部分を有する主契約および特約の保険金額（被転換契約に5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約等が付加されていた場合は、その特約保険金額は除きます。）の合計額をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。
  - (3) 被転換契約の5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約等の特約保険金額の合計額が、転換後契約の5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約の特約保険金額をこえるときは、そのこえる金額を、第2号の合計額に加えます。
  - (4) 被転換契約における転換後契約の5年ごと配当付特定疾病保障定期保険特約等の特定疾病保険金に対応する部分を有する主契約および特約の保険金額（被転換契約に5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約等が付加されていた場合は、その特約保険金額は除きます。）の合計額が、転換後契約の5年ごと配当付特定疾病保障定期保険特約等の特約保険金額をこえるときは、そのこえる金額を、第1号の合計額に加えます。
3. 転換後契約の5年ごと配当付特定疾病保障定期保険特約等および5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約において、第1項または第2項の規定により取り扱われる部分とそれ以外の部分（特約保険金額をもとにそれらの部分を定めます。）については、特約の各部分ごとに当該条項の規定を適用するものとします。
4. 第1項から第3項までの場合でも、転換時における保険契約者または被保険者の告知義務違反により当社が転換後契約の主契約の解除を行うときは、その規定を適用しません。
5. 第1項から第4項までの規定にかかわらず、転換後契約においてすでに復活が行われている場合には、本条に定める取扱いは行いません。

**第17条（転換後契約に5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約および5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約が付加されている場合の特則）**

1. 転換後契約の締結の際に5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約および5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約を付加した場合で、第8条（転換後契約の特約の保険給付に関する特別取扱）の規定を適用し、特約特定疾病保険金、特約障害保険金または特約介護保険金を支払うときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
  - (1) 転換後契約において支払う特約特定疾病保険金の限度は、つぎのとおりとします。
    - (ア) 転換後契約の5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約において支払う特約特定疾病保険金の額は、被転換契約に付加されていた5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約および5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約（以下本条において「5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約等」といいます。）において支払われるべき特約特定疾病保険金の額の合計額を限度とします。
    - (イ) 転換後契約の5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約において支払う特約特定疾病保険金の額は、被転換契約において支払われるべき特定疾病保険金（特約の特定疾病保険金を含みます。ただし、被転換契約に5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約等が付加されていた場合は、その特約特定疾病保険金は除きます。）の額の合計額を限度とします。
  - (2) 第8条の規定を適用して支払われるべき特約特定疾病保険金の額が、第1号の規定にもとづき計算した転換後契約の各特約において支払う特約特定疾病保険金の額の合計額をこえるときは、第1号に定める限度についてつぎのとおりとします。
    - (ア) 被転換契約に付加されていた5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約等において支払われるべき特約特定疾病保険金の額の合計額が転換後契約の5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約において支払う特約特定疾病保険金の額をこえるときは、そのこえる金額を、第1号(イ)の限度額に加えます。
    - (イ) 被転換契約において支払われるべき特定疾病保険金（特約の特定疾病保険金を含みます。ただし、被転換契約に5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約等が付加されていた場合は、その特約特定疾病保険金は除きます。）の額の合計額が転換後契約の5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約において支払う特約特定疾病保険金の額をこえるときは、そのこえる金額を、第1号(ア)の限度額に加えます。
  - (3) 転換後契約に付加された5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約および5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約の特約条項における当該特約を転換後契約に付加した場合の特則にかかわらず、これらの特約の特約保険金のうち、第1号に定める限度をこえない部分（第2号の規定にもとづき限度額を改める場合は、第1号に定める限度をこえる部分で第2号の規定にもとづき計算した限度額をこえない部分を含みます。）については、各特約条項における乳房の悪性新生物に罹患し医師により診断確定されたのが責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内であることにより特約特定疾病保険金を支払わない旨の規定を適用しません。
  - (4) 転換後契約において支払う特約障害保険金の限度は、つぎのとおりとします。
    - (ア) 転換後契約の5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約において支払う特約障害保険金の額は、被転換契約に付加されていた5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約において支払われるべき特約障害保険金の額を限度とします。
    - (イ) 転換後契約の5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約において支払う特約障害保険金の額は、被転換契約において支払われるべき特約障害保険金（被転換契約に5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約が付加されて



いた場合は、その特約障害保険金は除きます。)の額の合計額を限度とします。

(5) 第8条の規定を適用して支払われるべき特約障害保険金の額が、第4号の規定にもとづき計算した転換後契約の各特約において支払う特約障害保険金の額の合計額をこえるときは、第4号に定める限度についてつぎのとおりとします。

(7) 被転換契約に付加されていた5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約において支払われるべき特約障害保険金の額が転換後契約の5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約において支払う特約障害保険金の額をこえるときは、そのこえる金額を、第4号(イ)の限度額に加えます。

(イ) 被転換契約において支払われるべき特約障害保険金(被転換契約に5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約が付加されていた場合は、その特約障害保険金は除きます。)の額の合計額が転換後契約の5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約において支払う特約障害保険金の額をこえるときは、そのこえる金額を、第4号(7)の限度額に加えます。

(6) 転換後契約において支払う特約介護保険金については、第4号および第5号中「特約障害保険金」とあるのは「特約介護保険金」と読み替えて第4号および第5号の規定を適用します。

2. 転換後契約の締結の際に5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約および5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約を付加した場合で、転換時における保険契約者または被保険者の告知義務違反により、当会社が、転換後契約の5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約または5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約の解除を行うときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 転換後契約の5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約の特約保険金額が、被転換契約の5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約等の特約保険金額の合計額をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。

(2) 転換後契約の5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約の特約保険金額が、被転換契約における転換後契約の特約特定疾病保険金、特約障害保険金および特約介護保険金に対応する部分を有する主契約の保険金額ならびに特約の保険金額および給付金額(被転換契約に5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約等が付加されていた場合は、その特約保険金額は除きます。)の合計額をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。

(3) 被転換契約の5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約等の特約保険金額の合計額が、転換後契約の5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約の特約保険金額をこえるときは、そのこえる金額を、第2号の合計額に加えます。

(4) 被転換契約における転換後契約の特約特定疾病保険金、特約障害保険金および特約介護保険金に対応する部分を有する主契約の保険金額ならびに特約の保険金額および給付金額(被転換契約に5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約等が付加されていた場合は、その特約保険金額は除きます。)の合計額が、転換後契約の5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約の特約保険金額をこえるときは、そのこえる金額を、第1号の合計額に加えます。

3. 転換後契約の5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約および5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約において、第1項または第2項の規定により取り扱われる部分とそれ以外の部分(特約保険金額をもとにそれらの部分を定めます。)については、特約の各部分ごとに当該条項の規定を適用するものとします。

4. 第1項から第3項までの場合でも、転換時における保険契約者または被保険者の告知義務違反により当会社が転換後契約の主契約の解除を行うときは、その規定を適用しません。

5. 第1項から第4項までの規定にかかわらず、転換後契約においてすでに復活が行われている場合には、本条に定める取扱は行いません。

#### **第18条(被転換契約が予定利率変動型無配当個人年金保険である場合の特則)**

被転換契約が予定利率変動型無配当個人年金保険の場合には、第2条(被転換契約の転換価格)第1項第1号中「被転換契約の責任準備金」とあるのは「被転換契約の解約返還金」と読み替えます。